

赤磐市の人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況(平成29年4月2日～平成30年4月1日)

区 分	採 用	退 職	差 引
一般行政職	12	12	
技能労務職		3	△ 3
福 祉 職	4	7	△ 3
教 育 職	1	5	△ 4
医 療 職	4	2	2
消 防 職	1	1	
合 計	22	30	△ 8

※県からの派遣職員の異動を除きます。

(2) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門 \ 区分		職 員 数(人)					対前年増減数(人)				
		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成27	平成28	平成28	平成29	平成30
一般行政	議 会	5	5	5	6	5				1	△ 1
	総 務	90	91	93	92	93	△ 3	1	2	△ 1	1
	税 務	19	19	18	17	18			△ 1	△ 1	1
	民 生	60	59	59	64	60	2	△ 1		5	△ 4
	衛 生	53	50	45	37	36	8	△ 3	△ 5	△ 8	△ 1
	農林水産	22	24	23	22	21	△ 1	2	△ 1	△ 1	△ 1
	商 工	9	11	12	12	12	1	2	1		
	土 木	22	21	21	21	24		△ 1			3
	小 計	280	280	276	271	269	7		△ 4	△ 5	△ 2
教 育		105	100	97	90	82	△ 4	△ 5	△ 3	△ 7	△ 8
消 防		81	81	82	79	79	△ 3		1	△ 3	
公営企業等	病院・診療所	31	27	28	26	27	△ 16	△ 4	1	△ 2	1
	水 道	8	8	8	8	8	△ 2				
	下 水 道	8	8	8	8	8	1				
	そ の 他	28	28	28	29	31	3			1	2
	小 計	75	71	72	71	74	△ 14	△ 4	1	△ 1	3
合 計		541	532	527	511	504	△ 14	△ 9	△ 5	△ 16	△ 7

(注) 職員数には、教育長を含み(平成26年以前)、市長、副市長、臨時・非常勤職員、及び再任用短時間勤務職員を含みません。

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

① 行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	68	16.1%	主事補	6	118	27.9%	係員級
				技師補	2			
				主事	17			
				保健師	2			
				保育士	16			
				教諭	4			
				消防士	21			
				計	68			
2 級	消防士長の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務 を行う職務	50	11.8%	主事	27	50	11.8%	係員級
				保健師	4			
				保育士	5			
				教諭	2			
				消防副長士	5			
				消防士長	7			
				計	50			
3 級	係長、主査、主任、主任教諭又は主任 保育士の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務 を行う消防士長の職務	134	31.7%	主任	53	134	31.7%	係長級
				主査	66			
				主任保育士	1			
				主任教諭	4			
				書記	1			
				係長	9			
				計	134			
4 級	主幹、園長補佐、署長補佐又は所長補 佐の職務	66	15.6%	主幹	60	66	15.6%	課長補佐級
				園長補佐	1			
				署長補佐	3			
				所長補佐	2			
				計	66			
5 級	所長、館長、課長補佐、副室長、副署 長、消防出張所長、副参事又は園長の 職務	49	11.6%	副参事	33	115	27.2%	課長補佐級
				館長	3			
				園長	7			
				副園長	1			
				課長補佐	2			
				所長	1			
				副署長	2			
				計	49			

6 級	次長、課長、事務局長、室長、署長又は参事の職務 困難な業務を行う所長、館長又は園長の職務	40	9. 5%	課長	28	40	9. 5%	課長級
				館長	2			
				参事	5			
				園長	2			
				事務局長	1			
				所長	1			
				署長	1			
				計	40			
7 級	部長、教育次長、支所長、議会事務局長、会計管理者又は消防長の職務 困難な業務を行う次長の職務	16	3. 8%	部長	6	16	3. 8%	部長級
				教育次長	1			
				支所長	3			
				事務局長	1			
				会計管理者	1			
				政策監	1			
				参与	2			
				消防長	1			
				計	16			
合計		423	100. 0%					

(※)

② 行政職給料表 (二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技術員、調理員又は校務員の職務	4	10.8%	調理員	4	7	18.9%	係員級
				計	4			
2 級	相当の技能又は経験を必要とする技術員、調理員又は校務員の職務	3	8.1%	調理員	2	7	18.9%	係員級
				校務員	1			
				計	3			
3 級	主任技術員又は主任調理員の職務 高度な技能又は経験を必要とする技術員又は校務員の職務	20	54.1%	技術員	1	20	54.1%	主任級
				調理員	4			
				校務員	6			
				主任技術員	6			
				主任調理員	3			
				計	20			
4 級	技術副所長又は主査技術員の職務 困難な業務を行う主任技術員又は主任調理員の職務	4	10.8%	主任技術員	1	4	10.8%	副所長級
				主査技術員	3			
				計	4			

5 級	技術所長の職務	6	16.2%	主査技術員	2	6	16.2%	所長級
	困難な業務を行う技術副所長又は主査技術員の職務			技術副所長	3			
				技術所長	1			
				計	6			
	合計	37	100.0%					

(※)

③ 医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医員の職務							医員級
				計				
2 級	困難な業務を行う医員の職務							
				計				
3 級	医長の職務							医長級
				計				
4 級	副診療所長の職務 困難な業務を行う医長の職務							副級所長
				計				
5 級	診療所長の職務 困難な業務を行う副診療所長の職務					2	100.0%	所長級
				計				
6 級	困難な業務を行う診療所長の職務 特に困難な業務を行う副診療所長の職務	2	100.0%	診療所長	2			
				計	2			
7 級	特に困難な業務を行う診療所長の職務							
				計				
	合計	2	100.0%					

(※)

④ 医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士又は作業療法士の職務	2	20.0%	作業療法士	1	5	50.0%	技師級
				理学療法士	1			
				計	2			
2 級	薬剤師の職務 困難な業務を行う臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士又は作業療法士の職務	3	30.0%	理学療法士	1	5	50.0%	技師級
				薬剤師	1			
				診療放射線技師	1			
				計	3			
3 級	科長の職務 困難な業務を行う薬剤師							科長級
				計				

4 級	薬局長又は技師長の職務	5	50.0%	技師長	4	5	50.0%	技師長級
				薬局長	1			
				計	5			
	合計	10	100.0%					

(※)

⑤ 医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	准看護師の職務					5	29.4%	看 護 師 級
				計				
2 級	看護師の職務	5	29.4%	准看護師	1			
	困難な業務を行う准看護師の職務			看護師	4			
				計	5			
3 級	看護師長補佐又は主任看護師の職務	12	70.6%	主任看護師	8	12	70.6%	主 任 級
				看護師長補佐	4			
				計	12			
4 級	看護師長の職務			看護師長				看 護 師 長 級
				計				
	合計	17	100.0%					

(※)

※表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が一致しない場合があります。

2. 職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から従来の勤務評定制度に代わり、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力と挙げた行政を把握した上で行われる人事評価制度が導入されました。

「能力評価」と「業績評価」の両面から評価し、任用、給与、分限その他人事管理の基礎として活用することとしています。

3. 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
平成29年度	人 44,461	千円 18,428,738	千円 748,076	千円 3,598,828	% 19.5	% 19.8

② 職員給与費の状況(普通会計決算)

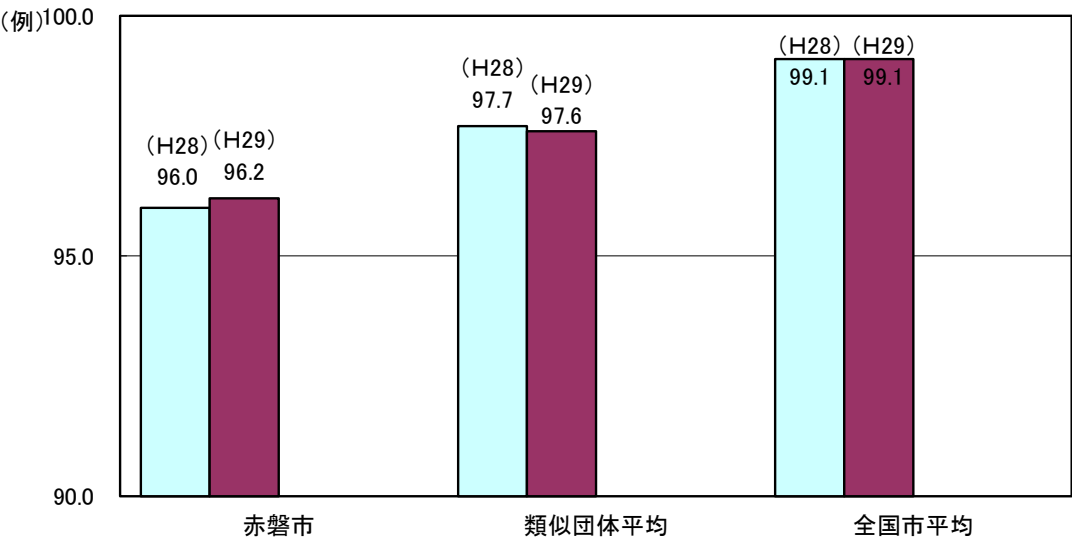
区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	人 440	千円 1,573,229	千円 289,988	千円 620,172	千円 2,483,389	千円 5,644

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

③ 特記事項

なし

④ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
赤 磐 市	43.3歳	321,955円	385,560円	355,676円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円

イ 技能労務職

区 分		公 務 員				民 間			参 考	
		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
赤 磐 市		53.1歳	37人	277,002円	314,100円	287,218円	—	—	—	—
	うち学校給食員	52.3歳	13人	239,569円	245,985円	240,723円	調 理 士	43.1歳	250,300円	0.98
	校 務 員	54.3歳	7人	268,028円	274,828円	268,028円	用 務 員	55.1歳	207,300円	1.33
	清 掃 職 員	52.3歳	13人	312,546円	387,693円	335,516円	廃棄物処理業 従業員	45.7歳	293,000円	1.32
国		50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
赤 磐 市	—	—	—
うち学校給食員	4,012,720円	3,348,600円	1.20
校 務 員	4,528,236円	2,818,600円	1.61
清 掃 職 員	6,097,116円	4,023,000円	1.52

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26年～28年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
赤 磐 市	38.2歳	267,757円	294,572円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

② 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	赤 磐 市	国
一般行政職	大 学 卒	179,200円
	高 校 卒	147,100円
技能労務職	高 校 卒	—
	中 学 卒	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

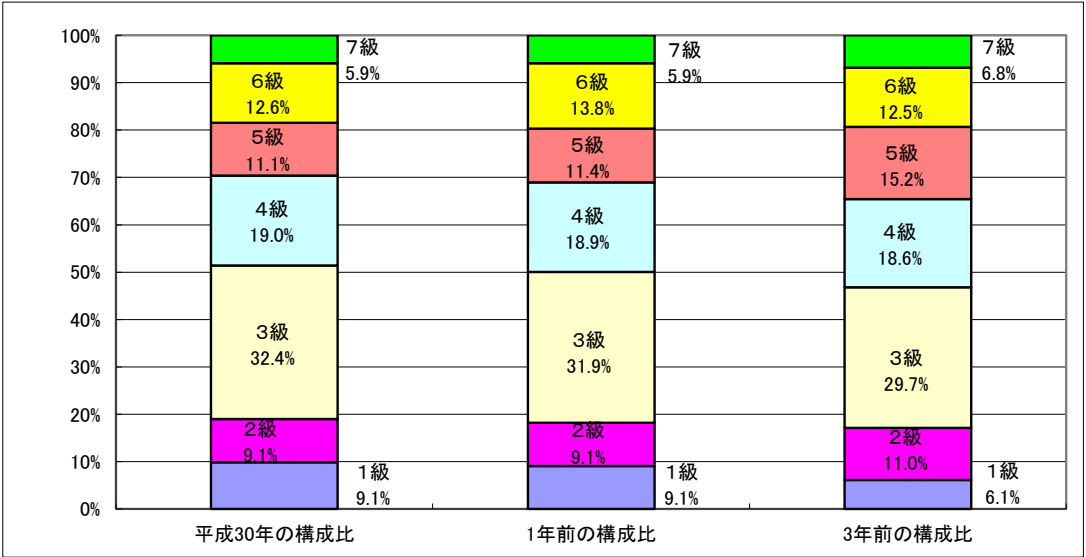
区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	249,028円	-	-
	高 校 卒	-	-	-
技能労務職	高 校 卒	-	-	-
	中 学 卒	-	-	-
教 育 職	大 学 卒	-	-	-
	短 大 卒	-	-	-

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長・教育次長・支所長	15人	5.9%
6 級	課長・室長・所長	32人	12.6%
5 級	課長補佐	28人	11.1%
4 級	主幹	48人	19.0%
3 級	係長・主査・主任	82人	32.4%
2 級	主事・技師	23人	9.1%
1 級	主事・主事補	25人	9.9%

- (注) 1 赤磐市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
3 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が一致しない場合があります。



② 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度を導入・実施し、評価結果を昇給に反映させている。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

赤 磐 市	国
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,330 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.8 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.8 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

人事評価制度を導入・実施し、評価結果を勤勉手当に反映させている。

② 退職手当(平成30年4月1日現在)

赤 磐 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.67 月分 26.3655 月分 勤続25年 28.04 月分 33.2708 月分 勤続35年 39.758 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算) 1人当たり平均支給額 12,677 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.67 月分 26.3655 月分 勤続25年 28.04 月分 33.2708 月分 勤続35年 39.758 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		20,346 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		192 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		20.0 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	防疫作業従事職員	感染症の防疫業務	日額1,000円
ごみ処理手当	ごみ処理作業従事職員	ごみの処理業務	日額700円
医師及び薬剤師業務手当	医師・薬剤師	医師の業務 薬剤師の業務	月額400,000円以内
訪問看護ステーション業務手当	訪問看護ステーション勤務職員	緊急連絡に対処するため自宅等で待機する場合	1回当たり2,000円以内

出 動 手 当	消防職員	救急救助、火災その他の災害への出動業務	作業従事隊員1回当たり300円 作業従事機関員1回当たり380円 作業従事救急救命士1回当たり570円
夜 間 通 信 勤 務 手 当	消防職員	夜間の通信業務	深夜全部1回当たり610円 深夜一部2H以上1回当たり430円 深夜一部2H未満1回当たり350円
高 所 作 業 手 当	消防職員	高所(不安定な箇所)での訓練、消防活動業務	1回当たり300円

④ 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	99,400 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	305 千円
支給実績(平成28年度決算)	92,614 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	288 千円

⑤ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内 容 及 び 支 給 単 価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円／父母等 月額6,500円 (配偶者がいない場合 扶養親族1人については 子 月額10,000円 父母等 月額9,000円) 満16歳年度初から22歳年度末までの子 1人につき月額5,000円加算	同		千円 53,395	千円 259
住居手当	借家(月額12,000円を超える家賃を支払っている場合、家賃の月額により) 支給限度額 月額27,000円	同		千円 29,536	千円 318
通勤手当	＜公共交通機関利用＞ 定期代の月額(支給単位期間による) 限度額55,000円 ＜交通用具利用＞通勤距離により支給 月額2,400円～31,600円	異	交通用具利用の場合の 距離区分・支給額	千円 38,720	千円 85
管理職手当	＜管理・監督の地位にある職員＞ 職の区分(一種～五種)及び職務の級に応じ定額により支給 月額22,200円～月額189,200円	異	独自 (基準単価は 国に準拠)	千円 78,885	千円 446
地域手当	＜下記地域に在勤する職員＞ 給料・管理職手当・扶養手当の月額の合計額に各割合を乗じる 東京都特別区20/100 大阪市 16/100 岡山市 3/100	同		千円 2,212	千円 246
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 普通:4,200円/回 医師:22,000円/回 診療所(医師以外)7,200円/回	異	医師: 20,000円/回 普通: 4,200円/回	千円 3,961	千円 26

(5) 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	市 長	890,000 円		
	副 市 長	700,000 円		
報酬	議 長	455,000 円		
	副 議 長	380,000 円		
	議 員	350,000 円		
期末手当	市 長	(平成29年度支給割合) 2.95		
	副 市 長	(加算措置の状況) 25%+15%加算		
	議 長	(平成29年度支給割合) 3.35		
	副 議 長	(加算措置の状況) 15%加算		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	退職前12ヶ月の給料月額平均額×500/100×年数	17,800,000 円	任期ごと
	副 市 長	退職前12ヶ月の給料月額平均額×300/100×年数	8,400,000 円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場における退職手当の見込み額である。

(6) 公営企業職員の状況(水道事業)

① 職員給与費の状況(決算)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成29年度	千円 989,601	千円 67,204	千円 64,176	% 6.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	人 9	千円 32,556	千円 7,187	千円 13,300	千円 53,043	千円 5,894

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
赤 磐 市	43.8	341,688円	521,224円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

赤 磐 市	赤磐市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,565 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.8 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.8 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当

赤 磐 市			赤磐市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	26.3655月分
勤続25年	28.0395月分	33.2708月分	勤続25年	28.0395月分	33.2708月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		

ウ 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	1,716 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	343 千円
支給実績(平成28年度決算)	1,762 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	220 千円

エ その他の手当

手当名	内 容 及 び 支 給 単 価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円／父母等 月額6,500円 (配偶者がいない場合 扶養親族1人については 子 月額10,000円 父母等 月額9,000円) 満16歳年度初から22歳年度末までの子 1人につき月額5,000円加算	同		千円 1,732	千円 385
住居手当	借家(月額12,000円を超える家賃を支払っている場合、家賃の月額により) 支給限度額 月額27,000円	同		千円 648	千円 324
通勤手当	＜公共交通機関利用＞ 定期代の月額(支給単位期間による) 限度額55,000円 ＜交通用具利用＞通勤距離により支給 月額2,400円～31,600円	異	交通用具利用の場合の 距離区分・支給額	千円 636	千円 85
管理職手当	＜管理・監督の地位にある職員＞ 職の区分(一種～五種)及び職務の級に応じ定額により支給 月額22,200円～月額189,200円	異	独自 (基準単価は 国に準拠)	千円 1,213	千円 347
地域手当	＜下記地域に在勤する職員＞ 給料・管理職手当・扶養手当の月額の合計額に各割合を乗じる 東京都特別区20/100 大阪市 16/100 岡山市 3/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 普通:4,200円/回 医師:22,000円/回 診療所(医師以外)7,200円/回	異	医師: 20,000円/回 普通: 4,200円/回	千円 122	千円 29

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成29年4月1日現在）

1週間の正規 の勤務時間	1日の正規 の勤務時間	勤務時間の 開始時刻	勤務時間の 終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間

※職場により異なる場合があります。

(2) 休暇の状況

職員の休暇は、市の条例・規則で定められています。

○年次有給休暇

暦年に20日付与します。年の途中で採用された場合は、下記の表のとおりです。

発令する日 の属する月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇 の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

○病気休暇 病気休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
公務による負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合	医師の証明等に基づき、最小限必要と認める日又は時間
私事による負傷又は疾病の場合	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最小限必要と認める日又は時間

○特別休暇 特別休暇の基準は次のとおりです。

	事 由	期 間
1	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
2	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	同上
3	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	同上
4	自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間

5	生理日の勤務が著しく困難な女子職員又は生理に有害な職務に従事する女子職員の生理日の場合	2日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
6	結婚の場合	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
7	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に産出する予定である女子職員が申し出た場合。(ただし、幼稚園教諭及び保育園保育士については、その分娩の予定日前8週間に当たる日から)	産出の日までの申し出た期間
8	女子職員が産出した場合	産出の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
9	妊娠中又は分娩の日後1年以内の女子職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠7月までは4週間に1回、妊娠8月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分娩までは1週間に1回、分娩後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合にはいずれの期間についてもその指示された回数)以内それぞれ1回1日の正規の勤務時間の範囲内でその都度必要と認める時間
10	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体の健康維持に重大な支障を与えると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
11	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
12	職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の産出に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の産出に係る入院等の日から当該産出の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
13	職員の妻が産出する場合であってその産出予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該産出の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該産出に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
14	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし又は、疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間
15	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるための手続きの代行その他の要介護者の世話をし行う職員が、当該世話をし行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
16	職員の親族が死亡した場合	親族の区分に応じて1日から7日の範囲内の期間

17	職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後市長の定める年数内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
18	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内における連続する4日の範囲内の期間
19	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による交通の制限又は遮断の場合	その都度必要と認める日又は時間
20	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員が復旧作業を行い又は一時的に避難している場合 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合	7日の範囲内の期間
21	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認められる期間
22	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上
23	その他市長が必要と認める場合	同上

○介護休暇 介護休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者）の介護をする場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる期間

(3) 休暇等の取得状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

年次有給休暇(平均取得日数)	介護休暇	育児休業	部分休業	介護時間
8.9日	1人	27人	6人	0人

※年次有給休暇は、暦年(平成29年)で集計し、非現業の市長部局に勤務する一般職のうち、全期間を在職した職員を対象としています。

※育児休業は、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までを限度として、休業することができる制度であり、育児休業期間中は給与は支給されません。

※部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間以内)について勤務しないことができる制度であり、部分休業期間中は、給与は減額されます。

※介護時間は、要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部(2時間以内)について勤務しないことができる制度であり、介護時間期間中は、給与は減額されます。

5. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

免職	降任	休職	降給	合計
0人	0人	11人	0人	11人

(2) 懲戒処分の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	0人	0人	0人	0人

6. 職員のサービスの状況

サービスの根本基準として、地方公務員法第30条において、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。そして次のような義務があります。

○職務を遂行するに当たって守るべき義務

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則、規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
職務に専念する義務	勤務時間及び職務遂行上の注意力のすべてを職務遂行のために用いなければならない。

○職員の身分を有する限り守るべき義務

信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務	職務上知り得た秘密をもらしてはならない。退職後も同様である。
政治的行為の制限	政党その他政治的団体の結成に関与したりこれらの団体の役員になったりするなどの政治的行為をしてはならない。
争議行為等の禁止	争議行為をしたり、企てたり、そそのかしたりしてはならない。
営利企業への従事等制限	営利企業への従事等は制限されており、許可を受けなければ従事することはできない。

7. 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38の2及び第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理の適正化を図っています。再就職者は、退職後2年間、契約や処分に関して、元の職場への働きかけを禁止しています。また、退職後に営利企業等に就職した場合は、再就職の届出を義務付けています。

8. 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

○階層研修(岡山市町村職員研修センター)

研 修 名	対象職員	受講者数
新規採用職員（前期）	新規採用職員	8人
新規採用職員（中期）	新規採用職員	8人
新規採用職員（後期）	新規採用職員	7人
一般職初級	入職3年目の職員	14人
一般職中級	入職7年目の職員	18人
一般職上級	入職10年目の職員	5人
新任係長	係長級に昇任した職員	5人
新任課長補佐	課長補佐級に昇任した職員	4人
新任課長	課長級に昇任した職員	9人

○業務・テーマ課題研修（岡山県市町村職員研修センター）

研 修 名	対象職員	受講者数
議会対応研修	全職員	1人
自治体政策法務研修	全職員	1人
固定資産税課税事務研修	関係職員	1人
住民税課税事務研修	関係職員	1人
私債権回収事務研修	関係職員	1人
広報担当者スキルアップ研修①	関係職員	2人
広報担当者スキルアップ研修②	関係職員	2人

○セミナー（岡山県市町村職員研修センター）

研 修 名	対象職員	受講者数
第1回観光研究会オープンセミナー	関係職員	2人
第3回観光研究会オープンセミナー	関係職員	2人
地方公会計セミナー	中堅以上の職員	1人

○全国市町村国際文化研修所研修

研 修 名	対象職員	受講者数
使用料等の債権回収	関係職員	1人

○その他

研 修 名	対象職員	受講者数
平成29年度広報基礎講座（日本広報協会主催）	関係職員	1人
鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習（日本建築防災協会主催）	関係職員	1人
鉄筋コンクリート造耐震改修技術者講習（日本建築防災協会主催）	関係職員	1人
滞納整理全国セミナー（株式会社シンク主催）	関係職員	1人
平成29年度東京税セミナー財産調査コース（公益財団法人東京税務協会主催）	関係職員	1人
平成29年度ブロック別徴収事務研修（全国地方税務協議会主催）	関係職員	1人
平成29年度第2回地方税徴収担当職員研修会（備前県民局主催）	関係職員	1人
岡山県都市税務協議会研修会・死亡者課税研修会（東京税務協会主催）	関係職員	2人
中国都市税務協議会研究会（中国都市税務協議会主催）	関係職員	2人

○セミナー（一般財団法人日本経営協会）

研 修 名	対象職員	受講者数
初心者のための複式簿記入門講座	関係職員	1人
地方公営企業監査のすすめ方と実務ポイント	関係職員	1人
事務局職員のための地方議会運営の実務コース	関係職員	1人
政務活動費の適正な支出と活用法	関係職員	1人
人事評価の基礎理解と実践講座	関係職員	1人
臨時・非常勤職員の任用と管理実務講座	関係職員	1人
統一的な基準に基づく地方公会計の財務書類作成の基礎実務	関係職員	1人
初歩からやさしく学ぶ「複式簿記」入門講座	関係職員	1人
徴収事務を実務的にマスター1 国税徴収法・地方税総則の解説	関係職員	1人
政策形成能力向上講座	関係職員	1人
地方税・公課及びその他債権の徴収における民法等の適用事務	関係職員	1人
外国人等に対する課税の基礎実務と諸問題への対策	関係職員	1人
年末調整の実務と進め方	関係職員	1人
地方税における相続をめぐる諸問題とトラブル対応のポイント	関係職員	1人
法令の読み解き・条例立案の基礎と実務	関係職員	1人
地方自治体の秘書部門における新任担当者のための実務講座	関係職員	2人
広報担当者の基本実務	関係職員	1人
政策実行力講座	関係職員	1人

○市単独研修

研 修 名	対象職員	受講者数
[集合研修]		
新規採用職員研修（4月実施）	新規採用職員	8人
新規採用職員研修（5月実施）	新規採用職員	11人
新規採用職員研修（6月実施）	新規採用職員	7人
新規採用職員研修（9月実施）	新規採用職員	10人
再任用職員研修	関係職員	24人
人事評価者研修	監督職員	51人
コンプライアンス研修	熊山診療所職員	20人
ハラスメント防止研修	係長級以上の職員	36人
管理職基礎研修	主幹級・係長（主査）級の職員	23人
OJT能力向上研修	主査級以下の職員	37人
[派遣研修]		
クレーム対応力強化研修	全職員	1人

創造性開発研修	全職員	2人
情報の見える化研修	全職員	2人
政策法務研修	全職員	2人
メンタルヘルス研修	全職員	2人

9. 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理及び疾病予防

職員の安全と健康確保を目的に労働安全衛生法に基づき健康診断等を実施しています。

○健康診断等の受診状況(平成29年度)

種 類	受診者数
一般職員：定期健康診断(年1回)	442人
消防職員：定期健康診断(1回目)	79人
〃：定期健康診断(2回目)	53人

※職員のメンタルヘルス対策として、健康相談員による相談日(月1回)を開設し、各職員のカウンセリングを実施しています。

(2) 公務災害の発生状況(平成29年度)

公務災害	通勤災害	計
5人	0人	5人